

東大和市地域防災計画（令和6年12月修正）素案について（概要）

第1 修正方針

今回の修正では、災害対策関係の法令・指針、東京都地域防災計画等の上位計画との整合を図り、当市の災害対応力及び災害に強いまちづくりをより一層充実するため、次の点を踏まえるものとする。

- 1. 国において、令和元年台風19号など日本各地で発生した大規模災害の教訓を踏まえ、防災関係法令等の改正、防災基本計画の修正及び関連する指針の改訂を行っていること。
- 2. 東京都において、首都直下地震等による東京の被害想定の見直し、東京都地域防災計画の修正、マイ・タイムラインの普及、一時滞在施設等への情報インフラの整備、防災アプリの改良、防災学習セミナーの開催など首都の防災力強化を加速させていること。
- 3. 当市において、国土強靱化地域計画の策定、事業継続計画（地震編）の改訂、浸水・土砂災害ハザードマップの改訂、避難所管理運営ガイドラインの改訂、災害協定の拡充など地域防災力の充実を図っていること。

第2 計画の構成

東大和市地域防災計画は、東京都地域防災計画に合わせて次の6部構成としている。第4部の東海地震事前対策については、東海地震関連情報の発表が行われなくなったことから廃止するが、代わって、南海トラフ地震関連情報の発表が開始されたことから、南海トラフ地震対策を新設する。

〈東大和市地域防災計画の構成・概要〉

構成	概 要
第1部 東大和市の防災力の高度化に向けて	▶ 計画の目的、被害想定、減災目標等を記載
第2部 施策ごとの具体的計画	▶ 地域防災力、安全な都市づくり、交通・ライフライン、応急対応体制、情報通信、医療救護、帰宅困難者、避難、備蓄・物流、早期の生活再建について、予防・応急・復旧の各段階の対策を記載
第3部 災害復興計画	▶ 復興体制、復興方針、復興計画について記載
第4部 南海トラフ地震対策【新設】	▶ 南海トラフ地震及び関連情報の概要、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応を記載
第5部 風水害対策計画	▶ 風水害の履歴、浸水や土砂災害等の予防対策、防災気象情報等の連絡、水防活動、警戒避難等の応急対策を記載
第6部 大規模事故応急対策計画	▶ 航空機、鉄道、危険物、放射性物質による大規模事故、富士山の大規模噴火への対策を記載

第3 主な修正内容

1. 市の取組の反映

（1）「国土強靱化地域計画」の策定（令和3年）

- ▶ 地域の国土強靱化施策の指針となる東大和市国土強靱化地域計画を策定したことを踏まえ、国土強靱化に関する防災、減災施策はこの計画と整合を図り、推進することを明記する。

第1部 第1章 第1節 計画の目的及び前提

＜新規＞



第1部 第1章 第1節 計画の目的及び前提

3 他の計画との関係等

（1）防災業務計画、東京都地域防災計画との関係

この計画は、市域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、指定地方行政機関や指定（地方）公共機関が作成する防災業務計画及び東京都地域防災計画と整合を図る。

（2）東大和市総合計画・東大和市国土強靱化地域計画との関係

この計画は、東大和市総合計画第五次基本計画の基本施策3「安全・安心で利便性が高いまちづくり」、市域における強靱化に関する施策の総合的な指針である東大和市国土強靱化地域計画と整合を図る。

（3）地区防災計画との関係

市内の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画を提案した場合、防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。また、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

（2）「事業継続計画（地震編）」の改訂（令和5年）

- ▶ 令和4年に首都直下地震等による東京の被害想定の見直しを受け、同年、非常時優先業務及び業務の継続に必要な各種資源（人員、拠点施設、電力、通信手段、情報システム、執務環境）の現状、課題を整理して対応策を見直したことを踏まえ、平時から事業継続計画の実行性を高めるために、連携体制の構築、資源の安全対策、バックアップ体制、非常用設備の整備等を推進することを明記する。

第2部 第5章 第5節 具体的な取組

2 業務継続体制の確保

市では、「東大和市事業継続計画」を策定している。同計画に基づき訓練・対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行う等、継続的な取組みを平時から実施することが重要である。



第2部 第5章 第5節 具体的な取組

2 業務継続体制の確保

市では、「東大和市事業継続計画」（令和5年3月改訂）を策定している。同計画に基づき各種資源（人員、拠点施設、電力、通信手段、情報システム、執務環境）の現状と課題を踏まえた

対応策を講じるとともに、訓練・対策を実践する。また、その結果を検証し、見直しを行う等、継続的な取組みを平時から実施する。

(3)「東大和市避難情報の判断・伝達マニュアル」の修正（令和4年）

- ▶ 令和3年に内閣府が改訂した避難情報に関するガイドラインを参考に、水害（空堀川・奈良橋川・前川の外水氾濫^{※1}、内水氾濫^{※2}）、土砂災害に対する避難情報の発令基準を修正したことから、この基準に合わせて発令基準を修正する。

第5部 第11章 第2節 避難^{勸告等}の判断・伝達
避難^{勸告等}の判断基準
「東大和市避難^{勸告等}の判断・伝達マニュアル」をもとに、避難^{勸告等}の判断・伝達を行う。

第5部 第11章 第2節 避難^{情報}の判断・伝達
避難^{勸告等}の判断基準等
「東大和市避難^{情報}の判断・伝達マニュアル」をもとに、避難^{情報}の判断・伝達を行う。なお、避難情報の判断基準は、おおむね次のとおりとする。

^がいすいはらん
(1) 外水氾濫^{※1}

情報の種類	判断基準の概要
【警戒レベル3】 高齢者等避難	次のいずれかに該当する場合 ①市内の水位観測所の水位が氾濫注意水位と氾濫危険水位の間に到達し、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ②護岸に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ③高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	次のいずれかに該当する場合 ①市内の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ②護岸に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ③避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ④強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風が吹き始める前に発令）次のいずれかに該当する場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	次のいずれかに該当する場合（災害が切迫） ①市内の水位観測所の水位が氾濫発生水位に到達した場合 ②市内に大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（災害発生） ③決壊、越水又は溢水が発生した場合 ④洪水キキクル ^{※3} に「災害切迫」が出現した場合

^{ないすいはらん}
(2) 内水氾濫^{※2}

情報の種類	判断基準の概要
【警戒レベル3】 高齢者等避難	次のいずれにも該当する場合 ①市内に大雨警報（浸水害）が発表された場合 ②浸水キキクルに「警戒」が出現した場合 ③3時間あたり合計70mm以上の雨が降ることが予報された場合
【警戒レベル4】 避難指示	次のいずれにも該当する場合 ①市内に大雨警報（浸水害）が発表された場合 ②浸水キキクルに「危険」が出現した場合 ③予報雨量と実績雨量の合計で、3時間あたり合計70mm以上の雨が降る場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	次のいずれかに該当する場合 ①市内に大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 ②浸水キキクルに「災害切迫」が出現した場合 ③家屋の床上浸水が発生した場合

(3) 土砂災害

情報の種類	判断基準の概要
【警戒レベル3】 高齢者等避難	次のいずれかに該当する場合 ①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクルが「警戒」となった場合 ②数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ③警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表さ、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合等）
【警戒レベル4】 避難指示	次のいずれかに該当する場合 ①土砂災害警戒情報が発表された場合 ②土砂キキクルが「非常に危険」となった場合 ③避難指示が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ④避難指示が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 ⑤土砂災害の前兆現象が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	次のいずれかに該当する場合 ①大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ②土砂災害の発生が確認された場合 ③土砂キキクルに「災害切迫」が出現した場合

(4)「避難所運営ガイドライン」の改訂(令和4年)

- ▶ 令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染症対策等を明確にするために、避難所運営のガイドラインを改訂したことから、ガイドラインに基づいて避難者の健康管理、避難所の衛生管理等を実施するほか、避難施設ごとの避難所管理運営マニュアルにこのガイドラインを反映することを明記する。

第2部 第9章 第5節 具体的な取組【予防対策】	
3 避難所の管理運営体制の整備等	
市は関係機関と連携し、より地域に密着した避難所の機能の強化に努める。	
主体名	対策内容
市 (総務部) (学校教育部) (環境部)	<略>

第2部 第9章 第5節 具体的な取組【予防対策】	
3 避難所の管理運営体制の整備等	
市は関係機関と連携し、より地域に密着した避難所の機能の強化に努める。	
主体名	対策内容
市 (総務部) (教育部) (市民環境部)	<略> <u>(7) 感染症対策の整備</u> <u>○避難所運営ガイドライン(令和4年3月)に基づき、新型コロナウイルス感染症等の感染防止のため避難所の感染対策を準備しておく。</u> <u>・避難所管理運営マニュアルへの感染症対策の追加、見直し</u> <u>・感染防止のための避難行動についての周知</u> <u>・より多くの避難所の確保</u> <u>・避難所のレイアウト等の検討</u>

(5)「避難行動要支援者支援の進め方」の改定(令和4年)

- ▶ 令和3年の災害対策基本法の改正を受け、個別避難計画を作成する体制、手順等を明確にしたことから、この進め方を自治会、マンション管理組合等に普及し、個別避難計画の作成を促進することを明記する。

第2部 第9章 第5節 具体的な取組【予防対策】Ⅰ 避難体制の整備	
1-2 要配慮者及び避難行動要支援者等の避難支援体制の整備	
高齢者、障害者、難病患者、乳幼児等いわゆる要配慮者及び避難行動要支援者は、災害時に適切な避難行動をとることは必ずしも容易ではない。そのため、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実等に努めることで、安全の確保を図る。	
主体名	対策内容
市 (総務部) (福祉部)	(1) 地域における安全体制の確保 ○地域の避難行動要支援者の把握のため、平成26年11月に策定した東大和市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)に基づき、避難行動要支援者名簿を整備し、情報の把握及び関係機関との共有、個別支援計画づくり、避難誘導体制の整備を図る。
北多摩西部	

消防署	○総合防災訓練等において、関係機関と共同して、自主防災組織を中心とした要配慮者・避難行動要支援者に対する災害対策訓練の実施 ○緊急通報システム(※)の整備 ○高齢者等世帯の住宅用火災警報器等の普及や家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置促進
-----	--

第2部 第9章 第5節 具体的な取組【予防対策】Ⅰ 避難体制の整備	
1-2 要配慮者及び避難行動要支援者等の避難支援体制の整備	
高齢者、障害者、難病患者、乳幼児等いわゆる要配慮者及び避難行動要支援者は、災害時に適切な避難行動をとることは必ずしも容易ではない。そのため、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実等に努めることで、安全の確保を図る。	
主体名	対策内容
市 (総務部) (地域福祉部) 北多摩西部 消防署	(1) 地域における安全体制の確保 ○地域の避難行動要支援者の把握のため、平成26年11月に策定した東大和市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)に基づき、避難行動要支援者名簿を更新し、情報の把握及び関係機関との共有、個別避難計画づくり、避難誘導体制の整備を図る。 <u>○個別避難計画は、令和4年3月に改訂した避難行動要支援者支援の進め方に基づき、関係機関等と連携して作成し、情報共有する。また、洪水浸水想定区域※4や土砂災害警戒区域の居住者等、災害リスクの高い要支援者を優先する。</u> ○総合防災訓練等において、関係機関と共同して、自主防災組織を中心とした要配慮者・避難行動要支援者に対する災害対策訓練の実施 ○住宅用火災警報器等の普及や家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置促進

(6)「耐震改修促進計画」の改定(令和3年)

- ▶ 市内の住宅や重要建築物の耐震化の現状を踏まえ、令和8年度末までの耐震化目標を変更したことを踏まえ、目標達成に向けて各種の耐震化施策を推進することを明記する。

第2部 第3章 第5節 具体的な取組【予防対策】建築物の耐震化及び安全対策の促進	
2-1 建築物の耐震化の促進	
市は、 <u>建築物所有者が主体的に耐震性の向上に取り組むことができるよう、普及啓発・情報提供等の支援を行う。</u>	

第2部 第3章 第5節 具体的な取組【予防対策】建築物の耐震化及び安全対策の促進	
2-1 建築物の耐震化の促進	
市は、 <u>市民や建築物の所有者等が主体的に行う耐震化への取組に対して助成制度や情報提供などにより支援を行う。また、東大和市耐震改修促進計画(令和3年12月改定)に基づき、令和8年度までに、耐震性が不十分な住宅と特定既存耐震不適格建築物をおおむね解消し、特定緊急輸送道路沿道建築物の総合到達率を99%以上にすることを目標とした各種施策を推進する。</u>	

2. 関係法令との整合

(1) 災害対策基本法（以下「基本法」という。）の改正（令和3年）に伴うもの

▶避難勧告と避難指示が「避難指示」に一本化されたこと、災害が切迫して立退き避難が危険な場合は「緊急安全確保」を発令すること、避難情報の発令時は避難対象地区に加えて避難対象者を明示することとなったことから、これらに対応した避難計画に修正する。

第5部 第11章 第2節 避難勧告等の判断・伝達

避難勧告等の判断基準等

(1) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの活用

「東大和市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」をもとに、避難勧告等の判断・伝達を行う。

(2) 避難に要する時間を見込んだ避難勧告等の発令

市は、それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、市民が避難に要する時間を適切に見込んだうえで、避難勧告等を発令する。

<避難情報勧告等一覧>

警戒レベル	避難情報	発令される状況	とるべき避難行動
警戒レベル5	<u>災害発生情報</u>	<u>既に災害が発生している状況</u>	<u>避難していない市民は、生命を守るための最善の行動をとる。</u>
警戒レベル4	<u>避難指示（緊急）</u>	<u>①前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</u> <u>②堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況</u>	<u>市民は、速やかに避難行動を開始する。避難所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所へ避難する。</u>
	<u>避難勧告</u>	<u>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</u>	
警戒レベル3	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	<u>避難行動に時間のかかる高齢者等の要配慮者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</u>	<u>避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者とその支援者は、避難を開始する。上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等避難準備をする</u>



第5部 第11章 第2節 避難情報の判断・伝達

避難情報の判断基準等

(1) 避難情報の判断・伝達マニュアルの活用

「東大和市避難情報の判断・伝達マニュアル」をもとに、避難情報の判断・伝達を行う。

(2) 避難に要する時間を見込んだ避難勧告等の発令

市は、それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、市民が避難に要する時間を適切に見込んだうえで、避難情報を発令する。

<避難情報一覧>

警戒レベル	避難情報	発令される状況	とるべき避難行動
警戒レベル5	<u>緊急安全確保</u>	<u>災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</u>	<u>○命の危険 直ちに安全確保</u> <u>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</u>
警戒レベル4	<u>避難指示</u>	<u>災害のおそれ高い</u>	<u>○危険な場所から全員避難</u> <u>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</u>
警戒レベル3	<u>高齢者等避難</u>	<u>災害のおそれあり</u>	<u>○危険な場所から高齢者等は避難</u> <u>・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</u> <u>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控える等普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。</u> <u>例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</u>

▶避難指示等の発令時に市内に避難場所等を確保できず、他市町村への立退き避難が有効な場合は、当該市町村長と協議して広域避難を実施することが可能となったことから、広域避難の実施要領を明記する。

第2部 第9章 第5節 【応急対策】Ⅰ 避難誘導

Ⅰ-Ⅰ 避難体制

(1) 避難の勧告・指示等

主体名	対策内容
市（総務部）	<u>① 市域内において危険が切迫した場合には、市長は東大和警察署長及び北多摩西部消防署長と連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難を勧告又は指示する。この場合、市長は直ちに都本部に報告するものとする。</u> <u>② 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるときは、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずるものとする。</u> <u>③ 平常時から地域又は自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努めるものとする。</u> <u>④ 市長は「避難のための立ち退き」の指示のみでなく、「屋内での退避等の安全確保措置」も住民に対し指示できる。</u> <u>⑤ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示等に当たって国又は都知事に対し助言を求めることができる。</u>



第2部 第9章 第5節 【応急対策】Ⅰ 避難誘導

Ⅰ-Ⅰ 避難体制

(1) 避難指示等

主体名	対策内容
-----	------

市 (総務部)	① 地震による火災や土砂崩れなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長は東大和警察署長及び北多摩西部消防署長と連絡の上、要避難地域、避難対象者及び避難先を定めて避難を指示するとともに、速やかに都本部に報告するものとする。 <u>避難指示等を行った場合の立退き先を市内の指定緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に避難させる必要がある場合、市長は災害対策基本法による広域避難を実施する。</u>
	② 避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、市長は、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。
	③ 市長は、避難指示等に当たって国又は都知事に対し助言を求めることができる。
	④ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命、身体を保護するため必要があると認めるときは、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずるものとする。
	⑤ 平常時から地域又は自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努めるものとする。

▶ 避難行動要支援者名簿に登録した方々の個別避難計画の作成が市の努力義務となったことから、災害リスクが高い方々を優先して、整備を進めることを明記する。

また、避難行動要支援者及び避難支援等実施者（当該個別避難計画に氏名等が記載された避難支援等の実施者）が同意した場合は避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を必要な限度で提供するほか、災害が切迫して避難支援に必要な場合は、避難行動要支援者名簿と同様に個別避難計画情報を必要な限度で避難支援等関係者に提供することを明記する。

第2部 第9章 第5節【予防対策】Ⅰ 避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む）	
Ⅰ-2 要配慮者及び避難行動要支援者等の避難支援体制の整備	
主体名	対策内容
市 (総務部) (福祉部) 北多摩西部 消防署	(Ⅰ)地域における安全体制の確保 ○地域の避難行動要支援者の把握のため、平成 26 年 11 月に策定した東大和市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づき、避難行動要支援者名簿を整備し、情報の把握及び関係機関との共有、個別支援計画づくり、避難誘導体制の整備を図る。 ○総合防災訓練等において、関係機関と共同して、自主防災組織を中心とした要配慮者・避難行動要支援者に対する災害対策訓練の実施 ○緊急通報システム(※)の整備 ○高齢者等世帯の住宅用火災警報器等の普及や家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置促進

第2部第9章 第5節【予防対策】2 避難所・広域避難場所との指定・安全化	
Ⅰ-2 要配慮者及び避難行動要支援者等の避難支援体制の整備	
主体名	対策内容
市 (総務部)	(Ⅰ)地域における安全体制の確保

(地域福祉部) 北多摩西部 消防署	○地域の避難行動要支援者の把握のため、平成 26 年 11 月に策定した東大和市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づき、避難行動要支援者名簿を更新し、情報の把握及び関係機関との共有、個別避難計画づくり、避難誘導体制の整備を図る。 ○個別避難計画づくりは、令和4年3月に改訂した避難行動要支援者支援の進め方に基づき、自治会、マンション管理組合等と連携して取り組み、要支援者宅の訪問、避難支援者探し等を促進する。 <u>また、洪水浸水想定区域※4 や土砂災害警戒区域の居住者等、災害リスクの高い要支援者を優先する。</u> ○総合防災訓練等において、関係機関と共同して、自主防災組織を中心とした要配慮者・避難行動要支援者に対する災害対策訓練の実施 ○緊急通報システム(※)の整備 ○住宅用火災警報器等の普及や家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置促進
-----------------------------	---

第2部 第9章 第5節【応急対策】Ⅰ 避難誘導	
Ⅰ-Ⅰ 避難体制	
<略>	
(2)避難誘導	
主体名	対策内容
市 (総務部)	<略> ② 避難行動要支援者 ○ 災害時において災害対策本部は、災対福祉部を中心に、避難行動要支援者に関する窓口を設置し、各防災機関、自治会、自主防災組織、民生委員、地域住民等からの情報収集に努め、総合調整を図る。 ○ 平成 26 年 11 月に策定した「東大和市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、避難行動要支援者対策を進める。

第2部 第9章 第5節【応急対策】Ⅰ 避難誘導	
Ⅰ-Ⅰ 避難体制	
<略>	
(2)避難誘導	
主体名	対策内容
市 (総務部) (地域福祉部)	<略> ② 避難行動要支援者 ○ 災害時において災害対策本部は、災対地域福祉部を中心に、避難行動要支援者に関する窓口を設置し、各防災機関、自治会、自主防災組織、民生委員、地域住民等からの情報収集に努め、総合調整を図る。 ○ 平成 26 年 11 月に策定した「東大和市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、避難行動要支援者対策を進める。 <u>○避難情報の発令に当たり、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿や個別避難計画による要支援者の避難支援を依頼し、安否情報等の報告を求める。また、避難行動要支援者を保護するために特に必要な場合、本</u>

	<u>人の同意のない避難行動要支援者名簿、個別避難計画の情報を、災害対策基本法第49条の11及び49条の15の規定により、避難の支援等に必要範囲で避難支援等関係者等に提供する。</u>
--	--

- ▶ 指定避難所が「指定一般避難所」と「指定福祉避難所」に分離され、指定福祉避難所は、受入対象とする要配慮者を特定し、公示することとなったことから、現行の福祉避難所について、受入対象を検討し、指定、公示することを明記する。

第2部 第9章 第5節【予防対策】2 避難所・広域避難場所との指定・安全化	
主体名	対策内容
	<略>
市 (総務部) (市民部) (子育て支援部) (福祉部) (学校教育部) (社会教育部)	(3) 二次避難所の指定 ○ 自宅や避難所での生活が困難で、介護等のサービスを必要とする要配慮者を一時的に受入れ・保護するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所として指定しておく。 ○ 二次避難所が不足する場合に備え、社会福祉施設等との協定締結を推進する。 ○ 二次避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた建物を利用する。 ○ 指定した二次避難所の所在地等については、様式に基づき都福祉保健局に報告する。

第2部 第9章 第5節【予防対策】2 避難所・広域避難場所との指定・安全化	
主体名	対策内容
	<略>
市 (総務部) (市民環境部) (子ども未来部) (地域福祉部) (健幸いきいき部) (教育部)	(3) 二次避難所の指定 ○ 自宅や避難所での生活が困難で、介護等のサービスを必要とする要配慮者を一時的に受入れ・保護するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所として指定しておく。 <u>災害対策基本法に基づく指定福祉避難所として指定する場合は受入対象者を特定し、特定された要配慮者とその家族のみが避難する施設であることを公示する。受入対象者の特定に当たっては施設管理者と協議し、通常業務におけるサービス対象者や平素の利用者、当該福祉避難所の体制などの実情等を考慮する。</u> ○ 二次避難所が不足する場合に備え、社会福祉施設等との協定締結を推進する。 ○ 二次避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた建物を利用する。 ○ 指定した二次避難所の所在地等については、様式に基づき都福祉保健局に報告する。

- ▶ 緊急通行車両の事前届出制度が廃止され、災害発生前でも確認手続きが可能となり、標章及び緊急通行車両確認証明書が事前に交付されることとなった。このため、市及び関係機関は災害応急対策に使用する車両の事前確認手続きを進めることを明記する。

第2部 第10章 第5節【応急対策】5 輸送車両の確保
5-2 緊急輸送車両の確認
<略>

<略>	<略>
確認手続き等	(1) 事前 <u>届出</u> 震災発生時に緊急通行車両等として使用することが決定している車両については、事前 <u>届出</u> を行うことができる。 確認機関による審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、 <u>「緊急通行車両等事前届出済証」(以下「届出済証」という。)</u> を申請者に交付する。 (2) 緊急通行車両等の確認 ① <u>届出済証の交付を受けている</u>車両の確認 <u>届出済証の提示により、確認に係る審査は省略し、緊急通行車両標章を交付する。</u> ② <u>届出済証の交付を受けていない</u>車両の確認 <u>確認申請書を提出させ、緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行う。審査結果に基づき標章等を交付する。</u>

第2部 第10章 第5節【応急対策】5 輸送車両の確保
5-2 緊急通行車両の確認

<略>	<略>
確認手続き等	(1) 事前 <u>申出</u> 震災発生時に緊急通行車両等として使用することが決定している車両については、事前 <u>申出</u> を行うことができる。確認機関による審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、 <u>緊急通行車両確認標章・証明書</u> を申請者に交付する。 (2) 緊急通行車両等の確認 ① <u>確認申出済</u>車両の確認 <u>標章の掲示により、緊急通行車両の確認を受ける。</u> ② <u>新規申出</u>車両の確認 <u>(1)のとおり事前申し出を行い、緊急通行車両確認標章・証明書の交付を受ける。</u>

(2) 水防法の適用（令和6年）に伴うもの

- ▶ 空堀川、奈良橋川の浸水予想区域については、水防法に基づく洪水浸水想定区域に変更されたことから、同法に基づき想定最大規模の洪水浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設※5について、避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進することを明記する。

第5部 第5章 第2節 風水害対策(浸水対策)
2 避難体制の整備・確立
<略>

第5部 第5章 第2節 風水害対策(浸水対策)
2 避難体制の整備・確立
<略>
<u>2-3 要配慮者への配慮</u>

市は、洪水浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設^{※5}の管理者等に対し、水防法に基づく避難確保計画の作成、避難訓練及びその実施状況報告等を促進する。
(資料編 資料第 73「洪水浸水想定区域等にかかる要配慮者利用施設」)

(3) 災害救助法、被災者生活再建支援法の改正（令和 2 年）に伴うもの

- ▶ 災害発生のおそれがある場合は、発災前から必要に応じて災害救助法が適用され、避難所の設置等の事務が対象経費となったこと、災害ボランティアセンターを社会福祉協議会等に委託する場合の調整事務が対象経費となったことから、災害救助法適用時には、これらの事務費等の帳簿を作成し、都に請求することを明記する。

第 2 部 第 2 章 第 5 節【応急対策】
5 ボランティア活動との連携
市及び社会福祉協議会は、災害時に災害ボランティアセンターを設置し、東京都災害ボランティアセンターと連携して、一般ボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。

第 2 部 第 2 章 第 5 節【応急対策】
5 ボランティア活動との連携
市及び社会福祉協議会は、災害時に災害ボランティアセンターを設置し、東京都災害ボランティアセンターと連携して、一般ボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。
また、災害救助法が適用された場合は、市が委託するボランティア活動の調整事務に必要な人件費、旅費等を国庫負担の対象経費として記録し、都に請求する。

第 2 部 第 11 章 第 5 節【予防対策】	
5 災害救助法等	
<略>	
主体名	対策内容
市 (企画財政部) (市民部)	<略>
	(2) 災害救助法の適用基準 ① <u>災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条に定めるところによるが、都においては、次のいずれか一つに該当する場合、災害救助法を適用する。</u> ○市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が下記の基準 1 号以上であること ○都の区域内で住家が滅失した世帯の数が 2,500 世帯以上であって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が下記の基準 2 号以上であること ○都の区域内で住家が滅失した世帯の数が 12,000 世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと ○多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと

第 2 部 第 11 章 第 5 節【予防対策】	
5 災害救助法等	
<略>	
主体名	対策内容
市 (政策経営部)	<略>
	(2) 災害救助法の適用基準 ① <u>災害が発生した段階では、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条に定めるところによるが、都においては、次のいずれか一つに該当する場合、災害救助法を適用する。</u> ○市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が下記の基準 1 号以上であること ○都の区域内で住家が滅失した世帯の数が 2,500 世帯以上であって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が下記の基準 2 号以上であること ○都の区域内で住家が滅失した世帯の数が 12,000 世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと ○多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと ② <u>災害が発生するおそれの段階では、災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、都が当該本部の所管区域として告示されたときに、都の区域内において災害により被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用する。</u>

- ▶ 災害救助法による被災住宅の応急修理の支援対象が、“日常生活に必要な最小限度の部分の修理”のほか、“住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理”が追加されたことから、支援制度を区分して対応することを明記する。

第 2 部 第 11 章 第 5 節【復旧対策】 2 被災住宅の応急修理	
2-1 被災住宅の応急修理【総務部・都市建設部・都】	
災害救助法が適用された地域内において、災害により、住家が半焼又は半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行う。これにより、被災した住宅の居住性を維持するとともに、取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。	
<略>	
主体名	対策内容
市 (総務部) (都市建設部)	(1) 住宅の応急修理 ① 対象者 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者（「半壊」及び「一部損壊（準半壊）」）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）で、都知事が必要と認める者
	② 対象者の調査及び選定
都	

	市による被災者の資力その他生活条件の調査及び市長が発行する証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された市が募集・選定事務を実施 (2) 応急修理の方法 ① 修理 ○ 都が一般社団法人東京建設業協会及び全国建設労働組合総連合東京都連合会のあつ旋する建設業者により、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分を修理 ○ 場合によっては市に事務を委任 ② 経費 1世帯当たりの経費は、国の定める基準に基づき設定 ③ 期間 原則として、災害発生の日から 1 か月以内に完了 ④ 帳票の整備 住宅の応急修理を実施した場合、都及び市は必要な帳票を整備
--	---



第2部 第11章 第5節【復旧対策】2 被災住宅の応急修理	
2-1 被災住宅の応急修理【まちづくり部・都】	
災害救助法が適用された地域内において、災害により、 <u>住家が半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、被害の拡大を防止するための緊急修理</u> や居住に必要な最小限の応急修理を行う。これにより、被災した住宅の居住性を維持するとともに、取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。	
主体名	対策内容
市 (まちづくり部)	(1) 住宅の応急修理
都	① 対象者
	<u>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u>
	<u>災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u>
	<u>イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u>
	災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者（「半壊」及び「一部損壊（準半壊）」）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）で、都知事が必要と認める者
	② 対象者の調査及び選定
	市長が交付する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された市が募集・選定事務を実施
	(2) 応急修理の方法
	① 修理
	○ <u>都が、応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ、応急修理を行う業者のリストを作成し、市はリストより業者を指定し、修理を行う。</u>
	○ 場合によっては市に事務を委任
	② 経費
	1世帯当たりの経費は、国の定める基準に基づき設定

	③ 期間
	<u>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u>
	<u>原則として、災害発生の日から 10 日以内に完了</u>
	<u>イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u>
	原則として、災害発生の日から3か月以内に完了する（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了）。
	④ 帳票の整備
	住宅の応急修理を実施した場合、都及び市は必要な帳票を整備

▶ 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象に中規模半壊世帯が追加されたことから、被害家屋認定調査や罹災証明では中規模半壊の区分を設けるとともに、中規模半壊世帯への支援金の支給を明記する。

第2部 第11章 第5節【復旧対策】 6 被災者の生活再建資金援助等

6-1 災害弔慰金等の支給【福祉部・市民部】

(3)被災者生活再建支援金の支給

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、生活必需品等の購入のための経費として、被災者生活再建支援金を支給し、その生活を支援する。

被災者再建支援制度の概要

種別	被災者生活再建支援金の支給				
①制度の対象となる自然災害	<略>				
②根拠法令等	<略>				
③制度の対象となる被災世帯	上記の自然災害により ア 住宅が「全壊」した世帯 イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯 エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）				
④支援金の支給額	支給額は以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)				
	ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援額（基礎支援金）				
	住宅の被害程度	全壊 (③ アに該当)	解体 (③ イに該当)	長期避難 (③ ウに該当)	大規模半壊 (③ エに該当)
	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
	イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援額（加算支援金）				
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	
支給額	200万円	100万円	50万円		
※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円					
⑤支援金の支給申請	(申請窓口) 市 (申請時の添付書面) ア 基礎支援金：罹災証明書、住民票 等 イ 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） (申請期間) ア 基礎支援金：災害発生日から13か月以内 イ 加算支援金：災害発生日から37か月以内				
⑥基金と国の補助	<略>				

第11章 第5節【復旧対策】6 被災者の生活再建資金援助等

6-1 災害弔慰金等の支給【地域福祉部】

(3) 被災者生活再建支援金の支給

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、生活必需品等の購入のための経費として、被災者生活再建支援金を支給し、その生活を支援する。

被災者再建支援制度の概要

種別	被災者生活再建支援金の支給				
①実施主体	都(ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については市が行う。)				
②制度の対象となる自然災害	<略>				
③根拠法令等	<略>				
④制度の対象となる被災世帯	上記の自然災害により ア 住宅が「全壊」した世帯 イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯 エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) <u>オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)</u>				
⑤支援金の支給額	支給額は以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援額(基礎支援金)				
	住宅の被害程度	全壊 (③ アに該当)	解体 (③ イに該当)	長期避難 (③ ウに該当)	大規模半壊 (③ エに該当)
	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
	イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援額(加算支援金) <u>(中規模半壊世帯以外)</u>				
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	
	支給額	200万円	100万円	50万円	
⑥支援金の支給申請	※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円 <u>(中規模半壊世帯)</u>				
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	
	支給額	100万円	50万円	25万円	
	※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で100(又は50)万円				
	(申請窓口) 市 (申請時の添付書面) ア 基礎支援金:罹災証明書、住民票 等 イ 加算支援金:契約書(住宅の購入、賃借等) (申請期間) ア 基礎支援金:災害発生日から13か月以内 イ 加算支援金:災害発生日から37か月以内				
⑦基金と国の補助	<略>				

3. 上位計画等との整合

(1) 防災基本計画(以下「基本計画」という。)の修正や国の指針の改訂

- ▶ 平成30年に、総務省が創設した「応急対策職員派遣制度」を活用し、災害マネジメントを支援する「総括支援チーム※⁶」や避難所運営・罹災証明等を支援する「^{たいこう}対口支援チーム※⁷」の派遣を要請することを明記する。

第2部 第5章 第5節【応急対策】3 応援協力・派遣要請

3-1 応援協力・派遣要請

主体名	対策内容
市 (総務部) 関係機関	(1) 都への協力要請 ① 市長は、大規模な災害が発生した場合には、知事に応援又は応援のあっ旋を求める等して災害対策の万全を期する。 ② 市長が知事に応援又は応援のあっ旋を求める場合、都総務局(総合防災部防災対策課)に対し、下記に掲げる事項についてとりあえず口頭、電話、FAX、又は東京都災害情報システム(DIS端末)をもって要請し、後日文書によりあらためて処理をする。 <略> (2) 各機関の協力 <略>

第2部 第5章 第5節【応急対策】3 応援協力・派遣要請

3-1 応援協力・派遣要請

主体名	対策内容
市 (総務部) 関係機関	(1) 都への協力要請 ① 市長は、大規模な災害が発生した場合には、知事に応援又は応援のあっ旋を求める等して災害対策の万全を期する。 ② 市長が知事に応援又は応援のあっ旋を求める場合、都総務局(総合防災部防災対策課)に対し、下記に掲げる事項についてとりあえず口頭、電話、FAX、又は東京都災害情報システム(DIS端末)をもって要請し、後日文書によりあらためて処理をする。 <略> <u>(2) 応急対策職員派遣制度の活用</u> <u>○ 市は、総務省の応急対策職員派遣制度による総括支援チーム※⁶、^{たいこう}対口支援チーム※⁷の支援が必要と認める場合、都に支援チームの派遣を要請する。</u> (3) 各機関の協力 <略>

- ▶ 令和4年の防災基本計画の修正に伴い、生き埋め等の現場において要救助者を迅速に把握するため、安否不明者の氏名等を公表して安否情報を収集する必要がある場合は、都と連携して、氏名等の公表、情報の収集・精査し、安否不明者の絞り込みを行うことを明記する。

第2部 第5章 第5節【応急対策】2消火・救助・救急活動 関係機関の活動態勢、活動内容は次のとおりとする。	
主体名	対策内容
北多摩西部 消防署	<略>
東大和警察署	<略>



第2部 第5章 第5節【応急対策】2消火・救助・救急活動 関係機関の活動態勢、活動内容は次のとおりとする。	
主体名	対策内容
<u>市</u> (総務部) <u>消 防 団</u>	○要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報を収集する。なお、救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、都と連携して安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することとて、安否不明者の速やかな絞り込みに努める。 ○住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。 ○消防活動上必要な情報を収集し、消防団本部等に伝達する。 ○消防団は消防署隊と連携し、消火活動等を行う。 ○消防団は、地域住民の協力を得て救出、救護活動を行う。
北多摩西部 消防署	<略>
東大和警察署	<略>

- ▶ 令和2年に国の「物資調達・輸送調整等支援システム」が整備されたことを受け、備蓄物資や地域内輸送拠点をシステムに登録し、災害時は、国・都・市で物資の調達・輸送等に必要な情報を共有することで、効率的な物流調整を行うことを明記する。

第2部 第10章 第5節【予防対策】 3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	
	<略>
4 輸送車両等の確保	
	<略>



第2部 第10章 第5節【予防対策】 3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	
	<略>
4 輸送体制の整備	
市は、発災時に迅速な情報収集及び連絡調整を可能にするため、東京都災害情報システム(DIS)の活用を進めるとともに、円滑な物資の搬送調整、車両調達等が行えるよう、物流事業者などの関係機関と連携して、実践的な訓練を実施する。	
主体名	対策内容
<u>市</u> (市民環境部)	○ 東京都災害情報システム(DIS)を活用した情報連絡体制の整備 ○ 物資輸送に関する訓練の実施。

	○ <u>地域内輸送拠点として選定した市役所本庁舎等を「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録しておくとともに、同システムを利用した情報共有や物流調整を習熟しておく。</u>
5 輸送車両等の確保	
	<略>

- ▶ 平成30年の災害に係る住家の被害認定基準運用指針の改定を受け、住家等の被害認定調査では、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用し、罹災証明を速やかに発行することを明記する。

第2部 第10章 第5節【応急対策】3 家屋・住家被害状況調査及び罹災証明の交付準備 3-1 家屋被害状況調査等 住宅の応急修理や住宅の供給のための基礎資料とするため、被災直後において、家屋・住家の被害状況を把握する。	
主体名	対策内容
市 (市民部)	○ 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法等を設定 ○ 市は、これに基づき、住家及び非住家の被害状況調査を行い、都本部に報告



第2部 第11章 第5節【応急対策】3 家屋・住家被害状況調査及び罹災証明の交付準備 3-1 家屋被害状況調査等 住宅の応急修理や住宅の供給のための基礎資料とするため、被災直後において、家屋・住家の被害状況を把握する。	
主体名	対策内容
市 (市民環境部)	○ 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法等を設定 ○ <u>状況に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等の活用など適切かつ円滑な調査手法を検討</u> ○ 市は、これに基づき、住家及び非住家の被害状況調査を行い、都本部に報告

(2) 東京都地域防災計画の修正（令和5年）等

- ▶ 令和4年に東京都地震被害想定調査が修正され、本市への被害が甚大かつ発生確率が高いと考えられる想定地震は「多摩東部直下地震(マグニチュード 7.3)」であることから、この地震による被害の特徴を明記する。

第1部 第2章 第2節 被害想定 1 東京直下地震の被害想定 1-1 震源設定 平成24年に作成された「首都直下地震等による東京の被害想定」では、平成17年に中央防災会議首都直下地震対策専門調査会が想定した地震のうち東京に大きな被害を及ぼす恐れが	
---	--

ある 3 地震に加え、過去に都内に最も大きな津波をもたらしたとされる地震を想定地震としている。具体的には、首都直下地震として東京湾北部地震や多摩直下地震（プレート境界多摩地震）、海溝型地震として元禄型関東地震、活断層で起こる地震として立川断層帯地震である。

＜略＞

1-2 被害の概要

東京都防災会議が平成 24 年 4 月に発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち、当市への被害が甚大、かつ発生確率が高いと考えられる以下の地震を東大和市地域防災計画上の想定地震とする。

＜略＞

第1部 第2章 第2節 被害想定 1 東京直下地震の被害想定

1-1 震源設定

令和4年度に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」では、発生確率が約 70%とされる南関東地域で発生するマグニチュード7クラスの5つの地震、発生確率が約 0.5～2%とされるマグニチュード 7.4 の立川断層帯地震、マグニチュード 8～9クラスの2つの海溝型地震について被害予測が行われた。

これらの地震のうち本市に大きな被害をもたらす地震は多摩東部直下地震（M7.3）と立川断層帯地震（M7.4）で、発生確率が高いのは多摩東部直下地震（M7.3）である。

1-2 被害の概要

本市に大きな被害をもたらす、かつ、発生確率が高い多摩東部直下地震（M7.3）の予測被害量は次表のとおりで、建物の全壊 253 棟、負傷者 300 人以上、避難者 1 万人以上である。

なお、平成 24 年の予測結果と比べて被害量は全般的に大幅に減少したが、エレベーターの閉じ込め台数は増加した。

＜略＞

- ▶ 災害関連死を抑制するため、都と連携して被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施し、被災者の生活支援を行うことを明記する。

第2部 第11章 第5節【復旧対策】	
4 被災者の生活相談等の支援	
災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する生活相談、弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付を行うものとする。	
主体名	対策内容
市 (企画財政部)	○ 被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して、対応を要請

第2部 第11章 第5節【復旧対策】	
4 被災者の生活相談等の支援	
災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する生活相談、弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付を行うものとする。 <u>また、実態に応じた適切な被災者支援を行い、災害関連死を抑制するため、必要な調査を行う。</u>	
主体名	対策内容

市 (地域福祉部) (経営政策部)	○ 都（福祉局、都市整備局、住宅政策本部）と連携して、避難所における避難者、在宅避難者、域外への自主避難者等の全被災者（世帯）を対象とした被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。 ○ 被災者のための相談窓口を設置し、被災者の生活再建に係る活動に必要な情報提供を行うとともに、支援状況等を被災者台帳に記録する。
-------------------------	---

- ▶ 平成 30 年に東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会が策定した「東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針」を踏まえ、流域の関係機関が一体となった大規模洪水対策を推進することを明記する。

第5部 第5章 第1節 総合治水対策の推進

3 流域対策の推進

治水施設（河川、下水道）の整備を促進するとともに、流域対策として歩道における透水性舗装や浸透ますの設置、住宅等における各戸貯留・浸透施設の設置等いわゆる雨水流出抑制対策や適正な土地利用等を推進していく。

第5部 第5章 第1節 総合治水対策の推進

3 流域対策の推進

治水施設（河川、下水道）の整備を促進するとともに、流域対策として歩道における透水性舗装や浸透ますの設置、住宅等における各戸貯留・浸透施設の設置等いわゆる雨水流出抑制対策や適正な土地利用等を推進していく。

また、大規模な洪水氾濫に対して円滑かつ迅速な避難や水防活動、氾濫 水の迅速な排水等を実施するため、関係機関が一体的かつ計画的に取り組む事項を定めた「東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針（東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会、令和元年一部改定）」の実施を推進する。

- ▶ 福祉避難所の運営に支障を来す場合は、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請することを追記する。

第2部 第9章 第5節【応急対策】 2 避難所の開設・管理運営	
2-1 避難所の開設等	
＜略＞	
主体名	対策内容
市 (総務部) (市民部) (子育て支援部) (福祉部) (学校教育部) (社会教育部)	(2) 避難所の運営 ○ 各学校等の避難所管理運営マニュアル等を活用する。 ○ 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、ラジオ（見えるラジオ）等の設置、臨時広報誌の発行、FAX等の整備を行う。 ○ 女性の参画を推進するとともに、男女双方の視点や、女性や子育ての家庭のニーズに配慮した運営に努めるものとする。 ○ 管理栄養士の活用や、乳幼児等への衛生指導等も配慮する。

第2部 第9章 第5節【応急対策】 2 避難所の開設・管理運営

2-1 避難所の開設等

＜略＞	
主体名	対策内容
市 (総務部) (市民環境部) (子ども未来部) (地域福祉部) (教育部)	(2) 避難所の運営 ○ 各学校等の避難所管理運営マニュアル等を活用する。 ○ 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、ラジオ(見えるラジオ)等の設置、臨時広報誌の発行、FAX等の整備を行う。 ○ 女性の参画を推進するとともに、男女双方の視点や、女性や子育ての家庭のニーズに配慮した運営に努めるものとする。 ○ 管理栄養士の活用や、乳幼児等への衛生指導等も配慮する。 <u>○ 要配慮者の生活機能の低下防止等のため、災害派遣福祉チーム(DWAT)の支援が必要となる場合は、都に派遣を要請する。</u>

▶ 首都直下地震等による人的・物的被害を 2030 年までに概ね半減するとの減災目標が掲げられた。また、3つの視点及び分野横断的な視点から、取組目標が設定されたことから、本市においても都に準ずる目標、指標を明記する。

第1部 第5章 被害軽減と都市再生に向けた目標(減災目標)	
市は次のとおり、震災に対する減災目標を定め、それぞれの「目標を達成するための施策」に基づいて、市民、都、事業者等と協力して対策を推進する。具体的な施策の内容については、本計画の該当箇所に定めることとする。	
<u>なお、東京都地域防災計画では、平成 24 年修正版の中で定めた減災目標を 10 年以内に達成することとしていることから、市では、都との整合性を図ることとし、具体的な 3 つの減災目標を定め、市民、事業者、関係機関と協力して「目標を達成するための施策」を推進していく。</u>	
※ 減災目標とは、地震防災対策特別措置法に基づき東京都防災会議が定める「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」のことをいう。	
※ 前提となる被害想定の数値は、第1部第1章第1節の1-2で定める多摩直下地震に伴う当市での被害が最大となるケースとする。	
【目標1】死者の半減 <u>多摩直下地震 M7.3、冬の夕方 18 時、風速 8m/秒のケースで、住宅の倒壊、家具転倒、火災等による死者数 80 人を 40 人以下に半減する。</u>	
「目標を達成するための施策」	
1 要配慮者対策	
(1) 避難行動要支援者名簿の作成	(第2部第9章第5節)
(2) 要配慮者対策訓練の実施	(第2部第9章第5節)
(3) 家具類の転倒・落下・移動防止器具、住宅用火災警報器の設置促進	(第2部第3章第5節)
2 建物の耐震化	
(1) 防災上重要な公共建築物の耐震化	(第2部第3章第5節)
(2) 木造住宅の耐震診断、耐震改修の助成	(第2部第3章第5節)
(3) 共同住宅(マンション)の耐震診断、耐震改修の助成	(第2部第3章第5節)
(4) 緊急輸送道路沿道等建築物の耐震化助成	(第2部第3章第5節)
(5) 住宅に係る耐震改修促進税制の普及	(第2部第3章第5節)

3 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進 転倒・落下・移動防止器具取付けの普及・啓発	(第2部第3章第5節)
4 出火防止対策及び初期消火体制の充実	
(1) 防火地域及び準防火地域の指定	(第2部第3章第5節)
(2) 住宅用火災警報器の設置促進	(第2部第3章第5節)
(3) 防災訓練等を通じた地域の自主防災体制の強化	(第2部第2章第5節)
(4) 消防団員の技能向上及び資器材の充実	(第2部第2章第5節)
5 救出・救助体制の強化	
(1) 自主防災組織の結成促進及び組織の活性化	(第2部第2章第5節)
(2) 自主防災組織の活動環境の整備	(第2部第2章第5節)
(3) 防災訓練等による市民の救出・救護能力の向上	(第2部第2章第5節)
(4) 消防団の救出・救護活動能力の向上	(第2部第2章第5節)
6 医療救護等対策の充実 医療救護体制の充実、医療資器材の確保	(第2部第7章第5節)

【目標2】住宅からの避難者の減
多摩直下地震 M7.3、冬の夕方 18 時、風速 8m/秒のケースで、住宅倒壊、火災等によるすべての避難想定者約 23,541 人を 3 割減の 16,478 人にする。

「目標を達成するための施策」

1 建物の耐震化	(目標1-2の再掲)
2 出火防止対策及び初期消火体制の充実	(目標1-4の再掲)
3 救出・救助体制の強化	(目標1-5の再掲)

【目標3】外出者の早期帰宅
外出者のうち事業継続のための従事者を除き、全員が発災後 4 日以内に帰宅できるようにする。

「目標を達成するための施策」

1 道路の整備・橋りょうの耐震化の推進	
(1) 道路の整備、橋りょうの耐震性の強化	(第2部第3章第5節)
(2) 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化促進	(第2部第3章第5節)
2 帰宅支援の強化	
(1) 駅の混乱防止対策の推進	(第2部第8章第5節)
(2) 代替交通手段の確保による帰宅の促進	(第2部第8章第5節)
(3) 安否確認手段の確保と普及・啓発	(第2部第8章第5節)
(4) 帰宅困難者対策訓練の実施	(第2部第8章第5節)
3 広報体制の充実	
幹線道路沿いを中心とした情報提供拠点の確保	(第2部第6章第5節)
4 事業所防災対策の推進	
(1) 事業所防災計画における帰宅困難者対策推進の徹底	(第2部第8章第5節)
(2) 落下物防止対策、ガラス飛散防止対策、オフィス家具の転倒防止対策の推進	(第2部第2章第5節)
(3) 従業員等用備蓄の推進	(第2部第2章第5節)



第1部 第5章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

市は次のとおり、震災に対する減災目標を定め、それぞれの「目標を達成するための施策」に基づいて、市民、都、事業者等と協力して対策を推進する。具体的な施策の内容については、本計画の該当箇所に定めることとする。

東京都地域防災計画（令和5年修正）では、首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年公表）を踏まえ、新たな減災目標として、2030 年度までに首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減させることを掲げた。

市においても、都と一体となって効果的な防災対策を推進するため、具体的な 3 つの減災目標を定め、市民、事業者、関係機関と協力して「目標を達成するための施策」を推進していく。

【東大和市の減災目標】

2030 年度（令和 12 年度）までに、多摩東部直下地震による人的・物的被害を概ね半減する。

【目標1】建物の倒壊や地震火災による死者を半減

建物全壊や地震火災等による死者 20 人を 10 人にする。

【目標2】住宅の倒壊や火災による避難者を半減

住宅の倒壊や火災による避難者 10,841 人を 5,420 人にする。

【目標3】建物の全壊、地震火災の焼失を半減

ゆれ・液状化等による建物全壊、地震火災による焼失 615 棟を 307 棟にする。

「目標を達成するための施策」

1 自助・共助の促進

(1) 自助による市民の防災力向上 (第2部第2章第5節)

(2) 地域による共助の推進 (第2部第2章第5節)

(3) マンション防災における自助・共助の構築 (第2部第2章第5節)

(4) 消防団の活動体制の充実 (第2部第2章第5節)

2 要配慮者対策

(1) 避難行動要支援者名簿の作成 (第2部第9章第5節)

(2) 要配慮者対策訓練の実施 (第2部第9章第5節)

(3) 家具類の転倒・落下・移動防止器具、住宅用火災警報器の設置促進 (第2部第3章第5節)

3 建物の耐震化

(1) 木造住宅の耐震診断、耐震改修、除却の助成 (第2部第3章第5節)

(2) 共同住宅（マンション）の耐震診断の助成 (第2部第3章第5節)

(3) 緊急輸送道路沿道等建築物の耐震化助成 (第2部第3章第5節)

(4) 住宅に係る耐震改修促進税制の普及 (第2部第3章第5節)

4 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進

転倒・落下・移動防止器具取付けの普及・啓発 (第2部第3章第5節)

5 出火防止対策及び初期消火体制の充実

(1) 防火地域及び準防火地域の指定 (第2部第3章第5節)

(2) 住宅用火災警報器の設置促進 (第2部第3章第5節)

(3) 防災訓練等を通じた地域の自主防災体制の強化	(第2部第2章第5節)
(4) 消防団員の技能向上及び資器材の充実	(第2部第2章第5節)
6 救出・救助体制の強化	
(1) 自主防災組織の結成促進及び組織の活性化	(第2部第2章第5節)
(2) 自主防災組織の活動環境の整備	(第2部第2章第5節)
(3) 防災訓練等による市民の救出・救護能力の向上	(第2部第2章第5節)
(4) 消防団の救出・救護活動能力の向上	(第2部第2章第5節)
7 医療救護等対策の充実	
医療救護体制の充実、医療資器材の確保	(第2部第7章第5節)
8 市の応急対応力の強化	
(1) 防災訓練の充実	(第2部第2章第5節)
(2) 各防災機関、民間団体との協力体制の確立	(第2部第5章第5節)

用語の説明	
※1 かはいすいほんらん 外水氾濫	大雨で川の水位が上がり、堤防の高さを越え、又は堤防が壊れて、水が溢れる現象のことです。
※2 ないすいほんらん 内水氾濫	急激な豪雨が発生し、雨量が下水道等の排水能力に追い付かず、処理しきれない雨水で土地や建物が水に浸かってしまう現象のことです。
※3 キキクル（警報の危険度分布）	洪水、浸水害又は土砂災害の各災害発生の危険度の高まりを5段階に色分けして地図上に示したものです。洪水警報、大雨警報（浸水害）、又は大雨警報（土砂災害）が発表されたときに、実際にどこで危険度が高まっているのかを地図上で一目で確認することができます。
※4 洪水浸水想定区域	東京都が、水防法に基づき指定する、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域です。
※5 要配慮者利用施設	水防法に基づき、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で、避難確保計画の作成・提出及び避難訓練の実施が法律上義務となっています。
※6 総括支援チーム	災害マネジメント（市長への助言、幹部職員との調整、応援職員のニーズ等の把握、都や国との連携等）を支援するチームです。
※7 たいこう 対口支援チーム	被災側と派遣側の自治体をペアにするという枠組みを通じ、避難所運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援するチームです。